

地方公務員等共済組合法施行令の一部を改正する政令について

【 標準報酬の最高等級の追加（上限改定） 】

（令和2年政令第248号、令和2年8月14日公布）

1. 改正理由

- 厚生年金の標準報酬月額の上限は、全被保険者の標準報酬月額の平均額の概ね2倍となるように設定されている。
- 年度末時点の全被保険者の標準報酬月額の平均額の2倍が、標準報酬月額の上限を上回る状態が継続すると見込まれる場合、その年の9月1日から政令で上限を引き上げることができることとされている（上限改定）。
- 平成27年度以降、各年度末時点で当該状態が続いており、今後も継続する蓋然性が高いことを踏まえ、このたび、令和2年9月から、政令により厚生年金の標準報酬月額の上限改定が行われることとなった。
- 地共済制度の標準報酬の区分は、厚生年金の上限改定等の事情を勘案して、政令で上限改定を行うことができることとされており、このたびの厚生年金の上限改定に伴い、国共済制度と併せて、上限改定を行う必要がある。

2. 政令の概要

- 令和2年9月から適用される退職等年金給付に係る標準報酬の区分について、標準報酬の月額が65万円の等級を追加する。

○ 現行の標準報酬の区分

標準報酬の等級	標準報酬の月額	報酬月額
第1級	98,000円	101,000円未満
(略)	(略)	(略)
第30級	620,000円	605,000円以上

○ 改正後の標準報酬の区分

標準報酬の等級	標準報酬の月額	報酬月額
第1級	98,000円	101,000円未満
(略)	(略)	(略)
第30級	620,000円	605,000円以上 635,000円未満
第31級	650,000円	635,000円以上

- 併せて、標準報酬の上限改定が行われた場合に定める標準期末手当等の上限額を、厚生年金と同様、現状据置きの150万円とする。

3. 施行期日

令和2年9月1日